

平成31年度がん検診などのお知らせ

市では、市民の皆さんの心身の健康を保ち、健やかな生活を送っていただくために、がんの早期発見、早期治療を目的とした各種がん検診や、生活習慣病予防のための特定健診などを実施しています。初期の段階で体の異常を見つけるために、定期的に検診を受けましょう。

今回は、平成31年度の集団検診の日程などについてお知らせします。

【健康課】



対 象

- がん検診** 40歳以上の市民
(胃がんは50歳以上で、2年度に1回)
- 特定健診** 40歳以上の橋本市国民健康保険加入者
※対象となる人には、3月中に受診券を個別郵送します。

集団検診の日程と実施場所

●胃がん、肺がん、大腸がん検診、特定健診

日 程	実 施 場 所
6月4日(火)	保健福祉センター
6月6日(木)	山田地区公民館
6月11日(火)	保健福祉センター
6月12日(水)	恋野地区公民館
6月17日(月)	保健福祉センター
6月28日(金)	学文路地区公民館
6月30日(日)	保健福祉センター
7月4日(木)	紀見地区公民館
7月5日(金)	
7月9日(火)	高野口地区公民館
7月10日(水)	
7月12日(金)	保健福祉センター
7月18日(木)	隅田地区公民館
7月19日(金)	
7月23日(火)	紀見北地区公民館
7月26日(金)	柱本小学校
7月28日(日)	保健福祉センター
7月29日(月)	

※受付時間は、午前8時30分～11時です。

申込方法

集団検診を希望される場合は、電話(☎33-6111)または、受診券に同封されている「申込書はがき」で、健康課に申し込んでください。

その他

各検診ともに、申込状況などにより、希望される日程で予約ができない場合がありますので、お早めに申し込みをお願いします。

また、乳がん検診は8月から実施します。詳細は健康カレンダーまたは受診券、同封案内をご確認ください。

精密検査の受診

がん検診で、精密検査が必要と判定された場合は、必ず、速やかに医療機関で精密検査を受けてください。

精密検査を受けないと、がん検診で見つかるはずの“がん”を放置してしまうことになります。

なお、精密検査の結果を、健康課からご本人に確認させていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

個別検診について

がん検診・特定健診は、市が指定する医療機関でも受診できます。電話などで、希望する実施医療機関に予約の上、受診してください。

実施医療機関については、広報はしもと4月号と併せて配布する「2019年度(平成31年度)健康カレンダー」でご確認ください。

4月に統一地方選挙が行われます

4月7日(日)は和歌山県議会議員一般選挙、4月21日(日)は橋本市議会議員一般選挙の投票日です。両選挙とも棄権することなく投票しましょう。

今月号では和歌山県議会議員一般選挙について、お知らせします。

なお、橋本市議会議員一般選挙については、広報はしもと4月号で詳しくお知らせします。

【選挙管理委員会】



告示日および投票日時

告 示 日 3月29日(金)

投票日時 4月7日(日) 午前7時～午後8時

※杉尾、須河、谷奥深、嵯峨谷・竹尾の各投票所の投票時間は、午前7時～午後7時です。

投 票 所

橋本市選挙管理委員会から郵送する「投票所入場券」に記載された投票所で投票してください。

投票できる人

平成13年4月8日までに生まれた人で、平成30年12月28日以前から本市の住民基本台帳に登録され、選挙人名簿に登録されている人。

県外へ転出された人は投票できません。

なお、平成30年12月29日以降に県内の他の市町村へ転出した場合、本市の選挙人名簿に登録されている人は、本市で投票できます。

また、平成30年12月29日以降に県内の他の市町村から本市に転入し、前の住所地の選挙人名簿に登録されている人は、前の住所地の市町村で投票できます。これらの場合、市町村長が発行する証明書の提示などにより、引き続き県内に住所を有することの確認を受ける必要があります。

投票所入場券

投票事務がスムーズに進むよう、投票所にお越しの際は「投票所入場券」をご持参ください。

なお、「投票所入場券」が届かなかつた場合や、紛失された場合でも選挙人名簿に登録があれば投票できますので、当日受付で申し出てください。

期日前投票

仕事や用務のため、投票日に投票所へ行けない人は、事前に期日前投票ができます。

※投票所入場券の裏面の宣誓書にあらかじめ記入していただくとうかがいます。

投票期間 3月30日(土)～4月6日(土)

投票時間 午前8時30分～午後8時

投票場所 市役所1階 会議室B

不在者投票

①不在者投票ができる施設として指定を受けている病院や施設に入院・入所中の人は、その施設内で不在者投票ができますので、早めに施設へ申し出てください。

②出張などで他の市町村に滞在している人は、橋本市選挙管理委員会に投票用紙などの請求を行い、交付を受けたうえで滞在地の市町村選挙管理委員会での不在者投票ができます。

③身体障害者手帳または戦傷病者手帳を所有する人は、障がいの程度により自宅などで郵便による不在者投票ができます。また、介護保険法上の要介護状態区分が「要介護5」の人も郵便投票ができます(事前に選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」が必要です)。

開 票

開票日時 4月7日(日) 午後9時15分～

開票場所 市民会館

問い合わせ

橋本市選挙管理委員会 ☎33-1186

選挙公報、選挙啓発チラシを配布します

選挙公報とは、候補者の氏名、経歴、政見、写真などを掲載した文書で、選挙管理委員会が発行するものです。

この選挙公報や、各投票所の案内図を掲載した選挙啓発チラシを新聞折り込みにより配布します。新聞を購読していない家庭で、以前に届出をしていない場合は、別途郵送しますので、選挙管理委員会までご連絡ください。また、市役所、中央公民館、各地区公民館にも備え付けます。

